規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年三月二日　人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一七―〇―一五二

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「下請取引調査室長　上席下請取引検査官」を「取引適正化調査室長　上席取引適正化検査官」に改める。

別表法務省の部内部部局の項中「統括下請代金検査官」を「統括適正取引検査官」に改める。

別表備考第一項中「令和七年十一月三十日」を「令和八年二月二十八日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法　規　的　告　示

○文部科学省告示第三十七号

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）第一条の四の規定に基づき、国立大学法人会計基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月二日　文部科学大臣　松本　洋平

国立大学法人会計基準の一部を改正する告示

国立大学法人会計基準（平成十六年文部科学省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第28　リースの会計処理	第28　リース資産の会計処理
1　リースとは、対象となる原資産（リースの対象となる資産で、貸手によって借手に当該資産を使用する権利が移転されているものをいう。）を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部をいう。国立大学法人等は、契約の締結時に当該契約がリースを含むか否かを判断する。	［項を加える。］
2　国立大学法人等が借手となるリースにおいては、リース開始日にリース負債を計上する。また、当該リース負債にリース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用及び資産除去債務に対応する除去費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除した額により使用権資産を計上する。	［項を加える。］
3　リース負債の計上額を算定するに当たっては、原則として、リース開始日において未払である借手のリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値により算定する方法による。当該利息相当額については、リース期間にわたり、原則として利息法により配分する。	［項を加える。］
4　国立大学法人等が貸手となるリースについては、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースとに分類し、ファイナンス・リースについては、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。オペレーティング・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。	リース取引に係る会計基準については、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の二種類に分け、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。 (1)　貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料 (2)　貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料

備考　表中の［　］の記載及び改正後欄に掲げる二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、令和十一年四月一日から施行し、施行の日以後終了する事業年度から適用する。

○経済産業省告示第十九号

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）第十九条に規定する経済産業大臣が定めるモデルを次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二日

経済産業大臣　赤澤　亮正

法人に係る保険関係にあっては、一般社団法人ＣＲＤ協会が平成二十八年七月二十二日に提供を開始したＣｏｒｐＳＧとし、個人に係る保険関係にあっては、一般社団法人ＣＲＤ協会が平成二十六年十二月十九日に提供を開始したＰｒｏｐＳとする。

附　則

（中小企業信用保険法施行規則第九条に規定する経済産業大臣が定めるモデルを定める件の廃止）

1　中小企業信用保険法施行規則第九条に規定する経済産業大臣が定めるモデルを定める件（平成十八年経済産業省告示第四十四号）は、廃止する。

（経過措置）

2　この告示の施行前に終了した事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報を基に保険事故の発生率を算出する場合において用いる中小企業信用保険法施行規則第九条に規定するモデルについては、なお従前の例による。